

# 国民年金のお知らせ

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金は、老後の生活や障害、死亡などもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末です）



## 国民年金保険料の納付が困難なときは…

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な場合は手続きを行ってください。

こんなとき	学生のかたは	30歳未満のかたは	そのほか納付が困難なかたは
免除制度	学生納付特例制度	若年者納付猶予制度	保険料免除制度
内 容	学生のかたで本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。	30歳未満のかたで本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。	本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除、または一部納付（4分の3、2分の1、4分の1）になります。

★保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業されたかたは、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

■相談・問い合わせ 米沢年金事務所（☎0238-22-4220）  
または町民課戸籍年金係（☎85-6129）

**移動年金相談日の  
ごあんない**

▼相談日と会場  
○2月22日（水）  
中央公民館2階第1・2研修室

○3月28日（水）  
中央公民館1階 文化実習室  
※会場は都合により館内別室になる場合があります。ロビーの案内板をご確認ください。

▼時間  
○午前の部 午前10時～  
受付：午前9時30分～  
○午後の部 午後1時～  
受付：午後1時～

▼内容 年金に関することならなんでも  
～1時30分

■主催 米沢年金事務所  
☎0238-22-4220